

貸借対当表の注記に関する規定（昭和四十八年大蔵省令第55号）

改正後	改正前
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (24) (略) (25) 主要な経営指標等の推移 a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。 なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。 (a) ~ (q) (略) b ~ d (略) (26) ~ (29) (略) (30) 業績等の概要 a <u>最近連結会計年度及び(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該連結会計年度の中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。</u> <u>なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</u> b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあっては当該事業年度の中間会計期間における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (24) (略) (25) 主要な経営指標等の推移 a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。 なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(21)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。 (a) ~ (q) (略) b ~ d (略) (26) ~ (29) (略) (30) 業績等の概要 a <u>最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）にあっては、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。</u> <u>なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</u> b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期累計期間</p>

<p>期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(31) 生産、受注及び販売の状況</p> <p>a 最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあっては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同期(前中間会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>また、(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(32)～(34) (略)</p> <p>(35) 研究開発活動</p> <p>最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該連結会計年度の中間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。))又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該事業年度の中間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。))における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</p> <p>(36)・(37) (略)</p> <p>(38) 主要な設備の状況</p> <p>a 最近連結会計年度末(61)ただし書により中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。以下このaにおいて同じ。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</p>	<p>又は前中間会計期間を除く。)と比較して分析的に記載すること。 なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(31) 生産、受注及び販売の状況</p> <p>a 最近連結会計年度等における生産、受注及び販売の実績について、前年同期(前中間連結会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度等における生産、受注及び販売の実績について前年同期(前中間会計期間を除く。)と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>c・d (略)</p> <p>(32)～(34) (略)</p> <p>(35) 研究開発活動</p> <p>最近連結会計年度等(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等)における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</p> <p>(36)・(37) (略)</p> <p>(38) 主要な設備の状況</p> <p>a 最近連結会計年度末(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、中間連結貸借対照表を掲げた場合には、当該中間連結貸借対照表に係る中間連結決算日現在)における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</p>
---	--

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

また、(61) ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a) 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容

(b) 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、aに準じて記載すること。

また、(68) ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、aに準じて記載すること。

c (略)

(39) ～ (57) (略)

(58) 監査報酬の内容等

a 最近2連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子会社が監査公認会計士等（第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下この様式及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。

b～d (略)

(59) ・ (60) (略)

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a～c (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以

なお、類似の事業を営む事業所が多数設立されている場合には、代表的な事業所名を示したうえで、事業の種類別又は地域別に一括して記載することができる。

b 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度末（(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期決算日現在、中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間決算日現在）における主要な設備（賃借しているものを含む。）について、aに準じて記載すること。

c (略)

(39) ～ (57) (略)

(58) 監査報酬の内容等

a 最近2連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近2事業年度。以下この様式において同じ。）において、提出会社及び提出会社の連結子会社が監査公認会計士等（第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務（公認会計士法第2条第1項に規定する業務をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）に基づく報酬とそれ以外の業務（以下この様式及び第二号の五様式において「非監査業務」という。）に基づく報酬に区分して記載すること。

b～d (略)

(59) ・ (60) (略)

(61) 連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表。以下この(61)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

a～c (略)

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（当該四半期連結貸借対照表が(61)の

<p>下この(62)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。</p> <p>また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。</p> <p>(63) 連結株主資本等変動計算書 最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。 ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。</p> <p>(64) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。 ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。</p> <p>(65) (略)</p> <p>(66) その他 a・b (略) (削る)</p> <p>c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。)に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。 (a) 売上高 (b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。)</p>	<p>cに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書)を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を併せて掲げること。</p> <p>(63) 連結株主資本等変動計算書 最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書)を掲げること。 ただし、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(64) 連結キャッシュ・フロー計算書 最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書)を掲げること。 ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を、また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</p> <p>(65) (略)</p> <p>(66) その他 a・b (略) c 提出会社が特定事業会社であって、(62)ただし書の規定により(61)のcに定める期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載すること。 d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。)を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。 (a) 売上高 (b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p>
--	---

<p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により<u>注記</u>しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）</p> <p><u>(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第64条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。）</u></p> <p><u>(f) 当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）</u></p> <p><u>(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。）</u></p> <p>d <u>cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。）に係るcの（d）に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの（d）に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。</u></p> <p>e (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(68) 貸借対照表 最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。 ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。（74）において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（<u>四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）</u>。以下この(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a 最近事業年度の次の事業年度（以下この(68)並びに(74)のb及びcにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この(68)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間</p> <p>b・c (略)</p> <p>(69) 損益計算書 a <u>最近事業年度の損益計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。</u> <u>ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下この(69)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期</u></p>	<p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（<u>最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（<u>最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>e (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(68) 貸借対照表 最近事業年度末現在における貸借対照表（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。 ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。（74）において同じ。）において、1年を1事業年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(68)において同じ。）を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a 最近事業年度の次の事業年度（以下この(68)並びに(74)のb及びdにおいて「次の事業年度」という。）における最初の四半期会計期間（以下この(68)において「第1四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日から次の事業年度における第1四半期会計期間の次の四半期会計期間（以下この(68)において「第2四半期会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間 当該次の事業年度における第1四半期会計期間</p> <p>b・c (略)</p> <p>(69) 損益計算書 a <u>最近事業年度の損益計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。</u> <u>ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期損益計算書（当該四半期貸借対照表が(68)のcに定める期間に係るものであって、提出会社が特定事業会社である場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間に係る四半期損益計算書）を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対</u></p>
--	--

<p><u>貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。</u> また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。</p> <p>b (略)</p> <p>(70) 株主資本等変動計算書 最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。 ただし、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）を併せて掲げること。</p> <p>(71) キャッシュ・フロー計算書 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。 ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る<u>四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）</u>を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（<u>中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。</u>）を併せて掲げること。</p> <p>(72) ・ (73) (略)</p> <p>(74) その他 a・b (略) (削る)</p> <p>c (略)</p> <p>d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における<u>各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。</u></p> <p>(a) 売上高 (b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。） (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。） (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により<u>注記</u>しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。） (e) <u>税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の4の規定により</u></p>	<p><u>照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>(70) 株主資本等変動計算書 最近事業年度の株主資本等変動計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。 ただし、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</p> <p>(71) キャッシュ・フロー計算書 連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（(67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。 ただし、(68) ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る<u>四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を、また、(68) ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>(72) ・ (73) (略)</p> <p>(74) その他 a・b (略) c <u>提出会社が特定事業会社であつて、(69) ただし書の規定により(68)のcに定める期間に係る四半期損益計算書を掲げた場合には、当該期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載すること。</u> d (略) e 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であつて、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における<u>各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半期会計期間（以下このeにおいて「最終四半期会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。</u></p> <p>(a) 売上高 (b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額（<u>最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。） (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（<u>最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。） (d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（<u>最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。） (新設)</p>
---	---

<p><u>表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。)</u> <u>(f) 当期純利益金額又は当期純損失金額 (財務諸表等規則第95条の5第2項の規定により記載し</u></p>	(新設)
<p><u>なければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)</u> <u>(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (財務諸表等規則第95条の5の2</u></p>	(新設)
<p><u>第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期</u></p>	
<p><u>純損失金額をいう。)</u> <u>e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るdの(d)</u></p>	(新設)
<p><u>に掲げる項目の金額 (各四半期会計期間に係るdの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)</u></p>	
<p><u>について、各四半期会計期間の順に記載すること。</u> f (略) (75) ~ (87) (略)</p>	f (略) (75) ~ (87) (略)

改正案	現 行
<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10-2) 連結貸借対照表 最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る<u>連結貸借対照表</u>（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（<u>四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き</u>、特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表（<u>中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。</u>）。以下この（10-2）において同じ。）を併せて掲げる。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げる。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(10-3) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>c 提出会社が、最近連結会計年度において法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る（a）から（d）までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る（a）及び（e）から（g）までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度の順に記載すること。</u></p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額をいう。）</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第5項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により<u>注記</u>しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。）</p> <p><u>(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第64条の</u></p>	<p>第二号の四様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(10-2) 連結貸借対照表 最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げる。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2連結会計年度に係る<u>連結貸借対象表</u>（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>ただし、1年を1連結会計年度とする会社が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には中間連結貸借対照表。以下この（10-2）において同じ。）を併せて掲げる。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げる。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(10-3) その他</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 提出会社が特定事業会社である場合には、第二号様式記載上の注(66)のcに準じて記載すること。</u></p> <p><u>d 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間の順に記載すること。</u></p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第76条の規定により記載しなければならない税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（<u>最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。）</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第77条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額（<u>最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。）</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（<u>最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの</u>）をいう。）</p> <p>(新設)</p>

<p>規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。)</p> <p>(f) <u>当期純利益金額又は当期純損失金額</u> (連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)</p> <p>(g) <u>1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額</u> (連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)</p> <p>d <u>cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。)</u>に係るcの(d)に掲げる項目の金額(各四半期連結累計期間に係るcの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。</p> <p>e (略)</p> <p>(10-4) 貸借対照表</p> <p>最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(10-5)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。))。以下この(10-4)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a~c (略)</p> <p>(10-5) その他</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における<u>各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度の順に記載すること。</u></p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額をいう。)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額をいう。)</p> <p>(e) <u>税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額</u>(財務諸表等規則第95条の4の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。)</p> <p>(f) <u>当期純利益金額又は当期純損失金額</u>(財務諸表等規則第95条の5第2項の規定により記載し</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>e (略)</p> <p>(10-4) 貸借対照表</p> <p>最近事業年度末現在における貸借対照表を掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度に係る貸借対照表(財務諸表等規則第6条に規定する比較情報を除く。)について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>ただし、1年を1事業年度とする会社(特定事業会社及び連結財務諸表を作成していない会社に限る。(10-5)において同じ。)が次のaからcまでに掲げる期間に届出書を提出する場合(四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がa及びcに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。)には、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表(特定事業会社がbに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表。以下この(10-4)において同じ。)を併せて掲げること。なお、aからcまでに掲げる期間前において、それぞれaからcまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。</p> <p>a~c (略)</p> <p>(10-5) その他</p> <p>a~d (略)</p> <p>e 提出会社が、法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により四半期報告書を提出した場合であって、四半期連結財務諸表を作成していないときには、最近事業年度における<u>各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下このdにおいて「最終四半期会計期間」という。)を含む。)</u>に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間の順に記載すること。</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第68条の規定により記載しなければならない税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>(c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第69条第3項の規定により記載しなければならない四半期純利益金額又は四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>(d) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により記載しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)をいう。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>なければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)</u> <u>(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>f eに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るeの(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るeの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期会計期間の順に記載すること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>g</u> (略) (11) ~ (14) (略)</p>	<p><u>f</u> (略) (11) ~ (14) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (19) (略) (20) 株式の総数等 a ~ h (略) i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。 j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(6) 所有者別状況」から「(10) 従業員株式所有制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。</p> <p>(21) ~ (45) (略) (46) その他 a (略) b 第二号様式記載上の注意 (66) のc及びdに準じて記載すること。 c (略) (47) ~ (53) (略) (54) その他 a (略) b 第二号様式記載上の注意 (74) のd及びeに準じて記載すること。 c (略) (55) ~ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (19) (略) (20) 株式の総数等 a ~ h (略) i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。 j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 所有者別状況」から「(8) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。</p> <p>(21) ~ (45) (略) (46) その他 a (略) b 第二号様式記載上の注意 (66) のdに準じて記載すること。 c (略) (47) ~ (53) (略) (54) その他 a (略) b 第二号様式記載上の注意 (74) のeに準じて記載すること。 c (略) (55) ~ (66) (略)</p>

改 正 案	現 行																
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書</p> <p>【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>【会社名】（2） _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（3） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（4） 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【企業の概況】</p> <p>1【主要な経営指標等の推移】（5）</p> <p>2【事業の内容】（6）</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1【事業等のリスク】（7）</p> <p>2【経営上の重要な契約等】（8）</p> <p>3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（9）</p> <p>第3【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>(1)【株式の総数等】（10）</p> <p>①【株式の総数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 70%;">発行可能株式総数（株）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>②【発行済株式】</p>	種類	発行可能株式総数（株）					計		<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 四半期報告書</p> <p>【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 平成 年 月 日</p> <p>【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）</p> <p>【会社名】（2） _____</p> <p>【英訳名】 _____</p> <p>【代表者の役職氏名】（3） _____</p> <p>【本店の所在の場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【最寄りの連絡場所】 _____</p> <p>【電話番号】 _____</p> <p>【事務連絡者氏名】 _____</p> <p>【縦覧に供する場所】（4） 名称 _____ (所在地) _____</p> <p>第一部【企業情報】</p> <p>第1【企業の概況】</p> <p>1【主要な経営指標等の推移】（5）</p> <p>2【事業の内容】（6）</p> <p>3【関係会社の状況】（7）</p> <p>4【従業員の状況】（8）</p> <p>第2【事業の状況】</p> <p>1【生産、受注及び販売の状況】（9）</p> <p>2【事業等のリスク】（9-2）</p> <p>3【経営上の重要な契約等】（10）</p> <p>4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（11）</p> <p>第3【設備の状況】（12）</p> <p>第4【提出会社の状況】</p> <p>1【株式等の状況】</p> <p>(1)【株式の総数等】（13）</p> <p>①【株式の総数】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種類</th> <th style="width: 70%;">発行可能株式総数（株）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>②【発行済株式】</p>	種類	発行可能株式総数（株）					計	
種類	発行可能株式総数（株）																
計																	
種類	発行可能株式総数（株）																
計																	

種類	第 四半期会計期間末 現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
計				

(2) 【新株予約権等の状況】 (11)

決議年月日	
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (12)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	

種類	第 四半期会計期間末 現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
計				

(2) 【新株予約権等の状況】 (14)

	第 四半期会計期間末現在 (年 月 日)
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (14-2)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		

当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4) 【ライツプランの内容】 (13)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4) 【ライツプランの内容】 (15)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (14)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

(6) 【大株主の状況】 (15) 年月日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】 (16)

① 【発行済株式】 年月日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (16)

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(円)	資本金残高(円)	資本準備金増減額(円)	資本準備金残高(円)

(6) 【大株主の状況】 (17) 年月日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】 (18)

① 【発行済株式】 年月日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式(自己株式等)		—	
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)		—	
完全議決権株式(その他)			

発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】 年月日現在

所有者の 氏名又は 名称	所有者 の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
計	—				

2【役員の状況】(17)

第4【経理の状況】(18)

1【四半期連結財務諸表】(19)

(1)【四半期連結貸借対照表】(20)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】(21)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】(23)

2【その他】(24)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(31)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(32)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、

臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に

財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】 年月日現在

所有者の 氏名又は 名称	所有者 の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
計	—				

2【株価の推移】(19)

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別									
最高(円)									
最低(円)									

3【役員の状況】(20)

第5【経理の状況】(21)

1【四半期連結財務諸表】(22)

(1)【四半期連結貸借対照表】(23)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】(24)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】(25)

2【その他】(26)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(33)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(34)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)

平成 年 月 日 財務(支)局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、

臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書(上記 の訂正報告書)を平成 年 月 日に

財務(支)局長に提出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

<p>3 <u>【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】</u> (33)</p> <p>第2 <u>【保証会社以外の会社の情報】</u> (34)</p> <p>1 <u>【当該会社の情報の開示を必要とする理由】</u></p> <p>2 <u>【継続開示会社たる当該会社に関する事項】</u></p> <p>3 <u>【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】</u></p> <p>第3 <u>【指数等の情報】</u> (35)</p> <p>1 <u>【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】</u></p> <p>2 <u>【当該指数等の推移】</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) <u>一般的事項</u></p> <p>a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。</p> <p>c 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。</p> <p>(2) <u>会社名</u></p> <p>提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。</p> <p>(3) <u>代表者の役職氏名</u></p> <p>法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p> <p>(4) <u>縦覧に供する場所</u></p> <p>公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(5) <u>主要な経営指標等の推移</u></p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等((18)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標</p>	<p>3 <u>【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】</u> (35)</p> <p>第2 <u>【保証会社以外の会社の情報】</u> (36)</p> <p>1 <u>【当該会社の情報の開示を必要とする理由】</u></p> <p>2 <u>【継続開示会社たる当該会社に関する事項】</u></p> <p>3 <u>【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】</u></p> <p>第3 <u>【指数等の情報】</u> (37)</p> <p>1 <u>【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】</u></p> <p>2 <u>【当該指数等の推移】</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) <u>一般的事項</u></p> <p>a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。</p> <p>b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。</p> <p>c 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。</p> <p>d この様式(記載上の注意を含む。)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。</p> <p>e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。</p> <p>(2) <u>会社名</u></p> <p>提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。</p> <p>(3) <u>代表者の役職氏名</u></p> <p>法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。</p> <p>(4) <u>縦覧に供する場所</u></p> <p>公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。</p> <p>(5) <u>主要な経営指標等の推移</u></p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。)の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間、当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。)が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営</p>
--	--

等))の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間(以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。)に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 四半期包括利益金額
- (f) 包括利益金額
- (g) 純資産額
- (h) 総資産額

(i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)

(j) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。)

(l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(m) 自己資本比率(四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

- (n) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (o) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (p) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合を除く。)には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの)を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。

指標等に相当する指標等((21)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等))の推移について記載すること。ただし、(g)、(h)、(i)、(n)、(r)及び(s)については、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(o)、(p)及び(q)については、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 四半期包括利益金額
- (f) 包括利益金額
- (g) 純資産額
- (h) 総資産額

(i) 1株当たり純資産額(四半期連結財務諸表規則第59条及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)

(j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。)

(k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)

(l) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額(四半期連結財務諸表規則第78条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。)

(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)

(n) 自己資本比率(四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

- (o) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (p) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (q) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (r) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- (s) 従業員数

c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
- (f) 資本金
- (g) 発行済株式総数
- (h) 純資産額
- (i) 総資産額

(j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(l) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の2第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(n) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）

(o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

- (p) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (q) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (r) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (s) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期会計期間及び当四半期累計期間、当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(f)、(g)、(h)、(i)、(j)、(p)、(t)及び(u)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(q)、(r)及び(s)については、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
- (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
- (f) 資本金
- (g) 発行済株式総数
- (h) 純資産額
- (i) 総資産額

(j) 1株当たり純資産額（四半期財務諸表等規則第52条及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）

(k) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）

(l) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(m) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）

(n) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）

(o) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）

(p) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）

- (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (t) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- (u) 従業員数

<p>d <u>提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。</u></p> <p>e <u>提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式の記載上の注意(5)に準じて記載すること。</u></p> <p>(6) <u>事業の内容</u> <u>当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</u> <u>なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</u></p>	<p>c <u>提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式の記載上の注意(5)に準じて記載すること。</u></p> <p>(6) <u>事業の内容</u> <u>当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。</u> <u>なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。</u></p> <p>(7) <u>関係会社の状況</u> a <u>当四半期連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く。以下この(7)において同じ。）に異動があった場合には、その内容を記載すること。</u> <u>また、新たに提出会社の関係会社となった会社等については、当該関係会社の名称、住所、資本金又は出資金、主要な事業の内容、議決権に対する提出会社の所有割合及び提出会社と関係会社との関係内容（例えば、役員兼任等、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借、業務提携等の関係内容をいう。）について記載すること。</u> <u>なお、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における提出会社の関係会社の異動の状況について、これに準じて記載すること。</u> b <u>住所については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。</u> c <u>関係会社の議決権に対する提出会社の所有割合については、提出会社の他の子会社による間接所有の議決権がある場合には、当該関係会社の議決権の総数に対する提出会社及び当該他の子会社が所有する当該関係会社の議決権の合計の割合を記載するとともに、間接所有の議決権の合計の割合を内書きとして記載すること。</u> d <u>自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載すること。</u> e <u>新たに関係会社となった会社等が親会社又はその他の関係会社である場合には、提出会社の議決権に対する当該親会社又はその他の関係会社の所有割合を記載すること。</u> f <u>新たに関係会社となった会社等について、次に掲げる事項を記載すること。</u> (a) <u>特定子会社に該当する関係会社があるときは、その旨</u> (b) <u>有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社があるときは、その旨</u> (c) <u>四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況（負債の総額が資産の総額を上回っている状況をいう。（d）において同じ。）にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額</u> (d) <u>四半期連結財務諸表を作成していない場合において、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときは、その旨及び債務超過の金額</u></p> <p>(8) <u>従業員の状況</u> a <u>当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。また、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の従業員について、</u></p>
---	---

<p>(7) 事業等のリスク</p> <p>a 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又</p>	<p>その数を記載すること。</p> <p>b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。</p> <p>c 当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容を記載すること。</p> <p>(9) 生産、受注及び販売の状況</p> <p>a 当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について、前年同四半期連結会計期間と比較してセグメント情報に関連付けて記載すること。ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載することができる。</p> <p>b 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、当四半期会計期間における生産、受注及び販売の実績について前年同四半期会計期間と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には、記載を省略することができる。</p> <p>c 生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、季節的変動が大きい場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、セグメント情報に関連付けてその内容について記載すること。</p> <p>d 主要な販売先がある場合には、前年同四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間）における相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。ただし、当該割合が100分の10未満の相手先については記載を省略することができる。</p> <p>e (21) gの規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この（9）において「改正府令」という。）第5条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</p> <p>f 提出会社が第1四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合（eの場合に限る。）には、最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る要約連結財務諸表（連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成すべき連結財務諸表について、その表示科目を要約して作成した連結財務諸表をいう。）を第二号様式記載上の注意（60）aに準じて記載するとともに、連結財務諸表規則に従い、当該要約連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する事項を記載すること。</p> <p>(9-2) 事業等のリスク</p> <p>a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又</p>
---	---

は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(9)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(8) 経営上の重要な契約等

a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(8)において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた

は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(11)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10) 経営上の重要な契約等

a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(10)において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。

c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。

e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(11) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

<p>四半期会計期間以外の四半期会計期間)である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。</p> <p>(a) 当四半期連結累計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下このaにおいて同じ。)におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社(四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 <u>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針(以下この様式において「基本方針」という。)を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。</u></p> <p>(c) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>(d) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数(就業人員数をいう。以下この様式において同じ。)に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。</p> <p>(e) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。</p> <p>(f) 当四半期連結累計期間において、主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。 <u>— 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容</u> <u>— 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容</u></p> <p>b 「1 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(10) 株式の総数等</p>	<p>(a) 当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下このaにおいて同じ。)におけるセグメント情報ごとの業績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結会計期間との比較・分析。</p> <p>(b) 当四半期連結会計期間において、連結会社(四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社)の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 <u>なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針(以下この様式において「基本方針」という。)を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。</u></p> <p>(c) 当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>b 「2 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。</p> <p>c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。</p> <p>(12) 設備の状況</p> <p>a 主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む。)について、当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(12)において同じ。)において重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名(提出会社の場合を除く。)、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額(土地については、その面積も示す。)及び従業員数をセグメント情報に関連付けて記載し、当四半期連結会計期間において主要な設備のうちに生産能力に重要な影響を及ぼすような機械装置等の休止があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>b 前四半期連結会計期間末(当該四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合には前連結会計年度末)において計画中であった主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けて、変更の内容を記載し、当該四半期連結会計期間において完了したものがあつた場合には、その旨及び完了年月を記載すること。</p> <p>c 当四半期連結会計期間において、新たに主要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画が確定した場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、事業の内容、設備の内容、投資予定金額(総額及び既支払額)、資金調達方法(増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。)、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等)を、セグメント情報に関連付けて記載すること。</p> <p>(13) 株式の総数等</p>
--	---

a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。
 会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。
 なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
 この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
 なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。
 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このg及び(14)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。
 会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。
 なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。

b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。

c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。

d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
 この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。
 なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。
 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。
 なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このc、(14)及び(16)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(7) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(6) 大株主の状況」及び「(7) 議決権の状況」において同じ。）。

(11) 新株予約権等の状況

a 当四半期会計期間において新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日並びに当該発行時の当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、当該新株予約権付社債が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(10)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利を付与した場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

d 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

e 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(12) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

(13) ライツプランの内容

a 「第2 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、当四半期会計期間において新株予約権を発行した場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。
 なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(4) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(6) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(5) 大株主の状況」から「2 株価の推移」までにおいて同じ。）。

(14) 新株予約権等の状況

a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項並びに組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。

b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。

c 旧転換社債等が発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

d 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。

e 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。

f 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が発行している場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び(13)のeの(a)から(e)までに掲げる事項を欄外に記載すること。

g 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(14-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

a 複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等が発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。

b 前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

c 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

(15) ライツプランの内容

a 「第2 事業の状況」の「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。
 なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。

b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

- (14) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。
発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
- d 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。
- (15) 大株主の状況
- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。
なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。
- (16) 議決権の状況
- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。
なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。dにおいて

- (16) 発行済株式総数、資本金等の推移
- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。
発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。
- c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書（第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。）に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
- d 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。
- (17) 大株主の状況
- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- d 当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間（第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。
- e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。
なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。
- (18) 議決権の状況
- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。
なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。dにおいて

同じ。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d 「議決権制限株式(その他)」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式(その他)」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(17) 役員 の 状 況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)、任期及び所有株式数を記載すること(所有株式数は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。)。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。

c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

d 役員 の 役 職 の 異 動 に つ い て は、当 該 役 員 の 氏 名、新 旧 役 職 名 及 び 異 動 年 月 日 を 記 載 す る 事 項 。

e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(18) 経 理 の 状 況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表(fにおいて「四半期連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(30)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下この(18)において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

同じ。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

d 「議決権制限株式(その他)」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。

f 「完全議決権株式(その他)」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。

g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(19) 株 価 の 推 移

a 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。

b 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。

なお、二以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。

c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(20) 役 員 の 状 況

a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この四半期報告書の提出日までに役員に異動があった場合に記載すること。

b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)、任期及び所有株式数を記載すること(所有株式数は、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。)。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。

なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。

c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。

d 役員 の 役 職 の 異 動 に つ い て は、当 該 役 員 の 氏 名、新 旧 役 職 名 及 び 異 動 年 月 日 を 記 載 す る 事 項 。

e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(21) 経 理 の 状 況

a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表(cにおいて「四半期連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。

b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。

d 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。

e 提出会社が特定事業会社であって、(32)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表(以下この(21)において「中間連結財務諸表等」という。)を作成している場合には、その旨を記載すること。また、

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
 なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

g 特定会社が連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(19) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。
 ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

d 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。
 ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

f 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。
 なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

g 特定会社が連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（22）から（31）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(22) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。なお、(23)の規定により、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表（有価証券報告書に記載された連結貸借対照表（指定国際会計基準による連結財務諸表が記載されている場合は、連結貸借対照表に相当するもの）を四半期連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表の右側に配列して記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結累計期間に係るもの（前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期連結会計期間に係るもの（前年同四半期連結会計期間に係るものを左側に、当四半期連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）を記載すること。

c 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

d 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、前年同四半期連結累計期間に係るものを左側に、当四半期連結累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。

<p><u>g 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p><u>h 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。</u></p> <p>(20) <u>四半期連結貸借対照表</u> <u>当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。</u></p> <p>(21) <u>四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書</u> <u>a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u> <u>b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u></p> <p>(22) <u>持分変動計算書</u> <u>当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。</u></p> <p>(23) <u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u> <u>当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u></p> <p>(24) <u>その他</u> <u>a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。</u> <u>ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。</u> <u>b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。</u> <u>c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。</u></p>	<p><u>e 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p><u>f 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。</u></p> <p>(23) <u>四半期連結貸借対照表</u> <u>当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げて比較すること。</u></p> <p>(24) <u>四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書</u> <u>a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u> <u>b 当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書と前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u> <u>ただし、当四半期連結会計期間が第1四半期連結会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、記載を要しない。</u></p> <p>(24-2) <u>持分変動計算書</u> <u>当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。</u></p> <p>(25) <u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書</u> <u>当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u></p> <p>(26) <u>その他</u> <u>a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。</u> <u>ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。</u> <u>b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。</u> <u>c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。</u> <u>d 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第3四半期連結会計期間である場合には、第3四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により記載するこ</u></p>
---	--

<p>(25) <u>四半期財務諸表</u></p> <p>a <u>四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。</u></p> <p>b <u>四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。</u></p> <p>c <u>四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。</u> <u>ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。</u></p> <p>d <u>四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。</u> <u>ただし、当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。</u></p> <p>e <u>四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p>f <u>四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。</u></p> <p>g <u>指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(18)のdに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載すること。</u></p>	<p>と。</p> <p>(27) <u>四半期財務諸表</u></p> <p>a <u>四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。</u></p> <p>b <u>四半期貸借対照表については、当四半期会計期間に係るものを記載すること。なお、(28)の規定により、要約貸借対照表（有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表の右側に配列して記載すること。</u></p> <p>c <u>四半期損益計算書については、四半期累計期間に係るもの（前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）及び四半期会計期間に係るもの（前年同四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。）を記載すること。</u></p> <p>d <u>四半期キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期累計期間に係るものを左側に、当四半期累計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</u></p> <p>e <u>四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。</u></p> <p>f <u>四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の4の7第1項若しくは同条第2項の規定により提出された有価証券届出書又は四半期報告書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。</u></p> <p>g <u>指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(21)のdに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(28)から(31)までの規定により記載すること。</u></p>
<p>(26) <u>四半期貸借対照表</u> <u>当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。</u></p>	<p>(28) <u>四半期貸借対照表</u> <u>当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表を併せて掲げて比較すること。</u></p>
<p>(27) <u>四半期損益計算書</u></p> <p>a <u>当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。</u></p> <p>b <u>当四半期会計期間（当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。</u></p>	<p>(29) <u>四半期損益計算書</u></p> <p>a <u>当四半期累計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。</u></p> <p>b <u>当四半期会計期間に係る四半期損益計算書と前年同四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げて比較すること。</u> <u>ただし、当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であつて、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、記載を要しない。</u></p>
<p>(28) <u>四半期キャッシュ・フロー計算書</u> <u>当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であつて、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u></p>	<p>(30) <u>四半期キャッシュ・フロー計算書</u> <u>当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書と前年同四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u></p>
<p>(29) <u>その他</u></p> <p>a <u>当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影</u></p>	<p>(31) <u>その他</u></p> <p>a <u>当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影</u></p>

<p><u>響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。</u> <u>ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。</u></p> <p>b <u>当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。</u></p> <p>c <u>当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。</u></p> <p>(30) <u>中間連結財務諸表及び中間財務諸表</u> <u>提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)に記載すること。</u> <u>なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)に記載すること。</u></p> <p>(31) <u>保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)</u> <u>提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。</u></p> <p>(32) <u>継続開示会社たる保証会社に関する事項</u></p> <p>a <u>提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。</u></p> <p>b <u>本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</u> <u>なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。</u></p> <p>c <u>「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。</u></p> <p>d <u>「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</u></p> <p>(33) <u>継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項</u></p> <p>a <u>提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。</u></p> <p>b <u>当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日</u></p>	<p><u>響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。</u> <u>ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。</u></p> <p>b <u>当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。</u></p> <p>c <u>当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。</u></p> <p>d <u>提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第3四半期会計期間である場合には、第3四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により記載すること。</u></p> <p>(32) <u>中間連結財務諸表及び中間財務諸表</u> <u>提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)に記載すること。</u> <u>なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)に記載すること。</u></p> <p>(33) <u>保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)</u> <u>提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。</u></p> <p>(34) <u>継続開示会社たる保証会社に関する事項</u></p> <p>a <u>提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。</u></p> <p>b <u>本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。</u> <u>なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。</u></p> <p>c <u>「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。</u></p> <p>d <u>「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。</u></p> <p>(35) <u>継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項</u></p> <p>a <u>提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。</u></p> <p>b <u>当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日</u></p>
--	--

における保証会社の直近の事業年度（cにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

d b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

(34) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書（当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フ

における保証会社の直近の事業年度（以下このbにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であって、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。

(a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間（(b)及び(c)において「提出期間」という。）を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間

(b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間

(c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間

なお、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(36) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。

b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。

c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年同四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

<p>ロー計算書を作成したときに限る。)を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。</p> <p>(35) 指数等の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。</p> <p>(36) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p>	<p>(37) 指数等の情報 提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。</p> <p>a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。</p> <p>b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。</p> <p>(38) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。</p>
---	---

改正案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a (略) (a)～(h) (略) (i) 1株当たり純資産額(中間連結財務諸表規則第46条第1項及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) (j)・(k) (略) (l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間連結財務諸表規則第65条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。) (m)～(s) (略) b (略) (a)～(i) (略) (j) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) (k)・(l) (略) (m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。) (n)～(u) (略) c (略) (6)～(24) (略) (25) 中間連結財務諸表 a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a (略) (a)～(h) (略) (i) 1株当たり純資産額(中間連結財務諸表規則第46条及び連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) (j)・(k) (略) (l) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間連結財務諸表規則第65条第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。) (m)～(s) (略) b (略) (a)～(i) (略) (j) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。) (k)・(l) (略) (m) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間財務諸表等規則第52条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。) (n)～(u) (略) c (略) (6)～(24) (略) (25) 中間連結財務諸表 a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)については、当中間連結会計期間の前中間連結会計期間(以下この様式において「前中間連結会計期間」という。)に係るものを左側に、当中間連結会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。 なお、(26)、(27)、(28)及び(29)の規定により、要約連結貸借対照表(有価証券報告書に記載された連結貸借対照表を中間連結貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書(有価証券報告書に記載された連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、有価証券報告書に記載された連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書(当該連結株主資本等変動計算書を中間連結株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)並びに有価証券報告書に記載された連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書(当該連結キャッシュ・フロー計算書を中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益</p>

<p>b (略)</p> <p>c 中間連結財務諸表に対する中間監査報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。 なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する中間監査報告書によるものとする。</p> <p>(26) <u>中間連結貸借対照表</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げること。</u></p> <p>(27) <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u></p> <p>(28) <u>中間連結株主資本等変動計算書</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書を掲げること。</u></p> <p>(29) <u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u></p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) 中間財務諸表</p> <p>a <u>中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)</u>について、<u>中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。</u></p>	<p><u>計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。</u></p> <p>b (略)</p> <p>c 中間連結財務諸表に対する中間監査報告書は、中間連結財務諸表に添付すること。 なお、中間連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書又は半期報告書に含まれた中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間連結財務諸表に対する中間監査報告書によるものとする。</p> <p>(26) <u>中間連結貸借対照表</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表と前中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げて比較すること。</u> <u>なお、この場合には、前連結会計年度に係る要約連結貸借対照表を併せて掲げること。</u></p> <p>(27) <u>中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げて比較すること。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。</u> <u>なお、上記書類を掲げた場合には、前連結会計年度に係る要約連結損益計算書及び要約連結包括利益計算書又は要約連結損益及び包括利益計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>(28) <u>中間連結株主資本等変動計算書</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書を掲げること。</u> <u>なお、この場合には、前連結会計年度に係る連結株主資本等変動計算書又は要約連結株主資本等変動計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>(29) <u>中間連結キャッシュ・フロー計算書</u> <u>当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書と前中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。</u> <u>なお、この場合には、前連結会計年度に係る連結キャッシュ・フロー計算書又は要約連結キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。</u></p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) 中間財務諸表</p> <p>a <u>中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。)</u>について、<u>当中間会計期間の前中間会計期間(以下この様式において「前中間会計期間」という。)</u>に係るものを左側に、<u>当中間会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</u> <u>なお、(32)、(33)、(34)及び(35)の規定により、要約貸借対照表(有価証券報告書に記載された貸借対照表を中間貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、要約損益計算書(有価証券報告書に記載された損益計算書を中間損益計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)、株主資本等変動計算書又は要約株主資本等変動計算書(有価証券報告書に記載された株主資本等変動計算書を中間株主資本等変動計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)及びキャッシュ・フロー計算書又は要約キャッシュ・フロー計算書(有価証券報告書に記載されたキャッシュ・フロー計算書を中間キャッシュ・フロー計算書の表示科目に準じて要約したもの。以下この様式において同じ。)を掲げる場合には、当中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書の右側に配列してそれぞれ記載すること。</u></p>
--	---

b・c (略)

d 中間財務諸表に対する中間監査報告書は、中間財務諸表に添付すること。
 なお、中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する中間監査報告書によるものとする。

(32) 中間貸借対照表
当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

(33) 中間損益計算書
当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

(34) 中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書を掲げること。

(35) 中間キャッシュ・フロー計算書
中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

(36) ~ (46) (略)

b・c (略)

d 中間財務諸表に対する中間監査報告書は、中間財務諸表に添付すること。
 なお、中間財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条の5第1項の規定により提出された有価証券届出書又は半期報告書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該中間財務諸表に対する中間監査報告書によるものとする。

(32) 中間貸借対照表
当中間会計期間に係る中間貸借対照表と前中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げて比較すること。
なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表を併せて掲げること。

(33) 中間損益計算書
当中間会計期間に係る中間損益計算書と前中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げて比較すること。
なお、この場合には、前事業年度に係る要約損益計算書を併せて掲げること。

(34) 中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書と前中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書を掲げること。
なお、この場合には、前事業年度に係る株主資本等変動計算書又は要約株主資本等変動計算書を併せて掲げること。

(35) 中間キャッシュ・フロー計算書
中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書と前中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げて比較すること。
なお、この場合には、前事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書又は要約キャッシュ・フロー計算書を併せて掲げること。

(36) ~ (46) (略)

改正案	現 行
<p>第五号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p> a (略)</p> <p> (a) ~ (h) (略)</p> <p> (i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3第1項及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p> (j)・(k) (略)</p> <p> (1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間財務諸表等規則第53条第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。)</p> <p> (m) ~ (t) (略)</p> <p> b (略)</p> <p>(6) ~ (30) (略)</p>	<p>第五号の様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p> a (略)</p> <p> (a) ~ (h) (略)</p> <p> (i) 1株当たり純資産額(中間財務諸表等規則第36条の3及び財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。)</p> <p> (j)・(k) (略)</p> <p> (1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額(中間財務諸表等規則第52条の2第2項に規定する潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額をいう。)</p> <p> (m) ~ (t) (略)</p> <p> b (略)</p> <p>(6) ~ (30) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (50) (略)</p> <p>(51) 監査報酬の内容等 第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等(第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)」とあるのは「外国監査公認会計士等(監査公認会計士等(第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。)、当該提出会社の財務計算に関する書類(法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。)について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。))又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。)」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務(外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務)」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。</p> <p>(52) (略)</p> <p>(53) 財務書類 a (略) b 財務書類は、最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度(最近事業年度の前事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度))のもの(附属明細表については最近1事業年度のもの)を掲げること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類(四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。 (a) ~ (c) (略) また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合(cの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。)には、当該次の事業年度に係る中間財務書類(中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報に準ずる情報を除く。)も掲げること。</p> <p>c (略)</p> <p>(54) (略)</p> <p>(55) その他 a・b (略) c 第二号様式記載上の注意(66)のc及びd又は(74)のd及びeに準じて記載すること。 d (略)</p>	<p>第七号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (50) (略)</p> <p>(51) 監査報酬の内容等 第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等(第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)」とあるのは「外国監査公認会計士等(監査公認会計士等(第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。))、当該提出会社の財務計算に関する書類(法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。)について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等(公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。以下この様式及び第八号様式において同じ。))又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。)」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務(外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務)」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。</p> <p>(52) (略)</p> <p>(53) 財務書類 a (略) b 財務書類は、最近2事業年度(連結財務諸表規則第8条の3又は財務諸表等規則第6条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近1事業年度(最近2事業年度に係る財務書類が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近2事業年度))のもの(附属明細表については最近1事業年度のもの)を掲げること。 ただし、四半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の(a)から(c)までに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を併せて掲げること。なお、(a)から(c)までに掲げる期間前において、それぞれ(a)から(c)までに定める期間に係る四半期財務書類を掲げることができることとなった場合には、当該四半期財務書類を併せて掲げること。 (a) ~ (c) (略) また、半期報告書を提出する会社において、1年を1事業年度とする会社が次の事業年度開始の日から起算して8箇月を経過した日以後に届出書を提出する場合(cの規定により四半期財務書類を掲げた場合を除く。)には、当該次の事業年度に係る中間財務書類も掲げること。</p> <p>c (略)</p> <p>(54) (略)</p> <p>(55) その他 a・b (略) c 第二号様式記載上の注意(66)のd又は(74)のeに準じて記載すること。 d (略)</p>

(56) ~ (69) (略)

(56) ~ (69) (略)

改正案	現行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (32) (略) (33) 監査報酬の内容等 第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等(第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)」とあるのは「外国監査公認会計士等(監査公認会計士等(第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。))、当該提出会社の財務計算に関する書類(法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。)について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。)」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務(外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務)」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。</p> <p>(34) ~ (48) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (32) (略) (33) 監査報酬の内容等 第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等(第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。)」とあるのは「外国監査公認会計士等(監査公認会計士等(第19条第2項第9号の2に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。))、当該提出会社の財務計算に関する書類(法第193条の2第1項に規定する財務計算に関する書類をいう。)について同項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の2第2項第1号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。)」と、「第2条第1項に規定する業務」とあるのは「第2条第1項に規定する業務(外国監査法人等にあつては、同項の業務に相当すると認められる業務)」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。</p> <p>(34) ~ (48) (略)</p>

改正案

現 行

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】(7)

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(8)

2【事業の内容】(9)

(削る)

(削る)

第3【事業の状況】

(削る)

1【事業等のリスク】(10)

2【経営上の重要な契約等】(11)

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(12)

(削る)

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(13)

①・② (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(14)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日 まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】

四半期報告書
(略)

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】(7)

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】(8)

2【事業の内容】(9)

3【関係会社の状況】(10)

4【従業員の状況】(11)

第3【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】(12)

2【事業等のリスク】(12-2)

3【経営上の重要な契約等】(13)

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(14)

第4【設備の状況】(15)

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(16)

①・② (略)

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】(16-2)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		

当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	
当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	

- (3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】 (15)
(略)
(4) 【大株主の状況】 (16)
(略)
(削る)

年 月 日現在

- 2 【役員の状況】 (17)
第5 【経理の状況】 (18)
1 【四半期財務書類】 (19)
2 【その他】 (20)
第6 【外国為替相場の推移】 (21)
1・2 (略)
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
1 【保証の対象となっている社債】 (22)
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (23)
(1)・(2) (略)
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (24)
第2【保証会社以外の会社の情報】 (25)
1～3 (略)
第3【指数等の情報】 (26)
1・2 (略)
(記載上の注意)
(1)～(9) (略)
(削る)

当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		
当該四半期会計期間の末日において残存する当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		

- (3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】 (17)
(略)
(4) 【大株主の状況】 (18)
(略)
2 【株価の推移】 (19)
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

年 月 日現在

月別						
最高(円)						
最低(円)						

- 3 【役員の状況】 (20)
第6 【経理の状況】 (21)
1 【四半期財務書類】 (22)
2 【その他】 (23)
第7 【外国為替相場の推移】 (24)
1・2 (略)
第二部【提出会社の保証会社等の情報】
第1【保証会社情報】
1 【保証の対象となっている社債】 (25)
2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 (26)
(1)・(2) (略)
3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 (27)
第2【保証会社以外の会社の情報】 (28)
1～3 (略)
第3【指数等の情報】 (29)
1・2 (略)
(記載上の注意)
(1)～(9) (略)
(10) 関係会社の状況
第四号の三様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(10) 事業等のリスク 第四号の三様式記載上の注意 (7) に準じて記載すること。</p> <p>(11) 経営上の重要な契約等 第四号の三様式記載上の注意 (8) に準じて記載すること。</p> <p>(12) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第四号の三様式記載上の注意 (9) に準じて記載すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(13) 株式の総数等 (略)</p> <p>(14) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 a <u>当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u> (削る)</p> <p>b (略)</p> <p>(15) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～d (略)</p> <p>(16) 大株主の状況 a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間(第1四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この(16)において同じ。))の翌四半期会計期間をいう。以下この(16)において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。 b (略) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(17) 役員 a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、<u>当四半期累計期間において役員(取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。)に異動があった場合に記載すること。</u> b～d (略)</p> <p>(18) 経理の状況 (略)</p> <p>(19) 四半期財務書類 a (略) b <u>当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類(四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務書類)を掲げて比較すること。</u></p> <p>(20) その他</p>	<p>(11) <u>従業員の状況</u> 第四号の三様式記載上の注意 (8) に準じて記載すること。</p> <p>(12) <u>生産、受注及び販売の状況</u> 第四号の三様式記載上の注意 (9) に準じて記載すること。</p> <p>(12-2) 事業等のリスク 第四号の三様式記載上の注意 (9-2) に準じて記載すること。</p> <p>(13) 経営上の重要な契約等 第四号の三様式記載上の注意 (10) に準じて記載すること。</p> <p>(14) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 第四号の三様式記載上の注意 (11) に準じて記載すること。</p> <p>(15) <u>設備の状況</u> 第四号の三様式記載上の注意 (12) に準じて記載すること。</p> <p>(16) 株式の総数等 (略)</p> <p>(16-2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 a <u>複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、種類ごとに区分して記載すること。</u> b <u>前四半期会計期間に係るものを左側に、当四半期会計期間に係るものを右側に配列して記載すること。</u> c (略)</p> <p>(17) 発行済株式総数及び資本金の推移 a～d (略)</p> <p>(18) 大株主の状況 a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間(第1四半期会計期間(当事業年度の最初の四半期会計期間をいう。以下この(18)において同じ。))の翌四半期会計期間をいう。以下この(18)において同じ。)である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。 b (略) c <u>当四半期会計期間が第1四半期会計期間及び第3四半期会計期間(第2四半期会計期間の翌四半期会計期間をいう。)である場合について、当四半期会計期間において大株主の異動があった場合には、その旨を注記すること。</u></p> <p>(19) <u>株価の推移</u> 第七号様式記載上の注意 (48) に準じて記載すること。</p> <p>(20) 役員 a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役員(取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらの者と同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。)に異動があった場合に記載すること。 b～d (略)</p> <p>(21) 経理の状況 (略)</p> <p>(22) 四半期財務書類 a (略) b <u>当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類を掲げて比較すること。</u> <u>なお、この場合には、前事業年度に係る要約貸借対照表(有価証券報告書に記載された貸借対照表を四半期貸借対照表の表示科目に準じて要約したもの。)も掲げること。</u></p> <p>(23) その他</p>
--	--

<p>a・b (略)</p> <p>(21) 外国為替相場の推移 (略)</p> <p>(22) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） (略)</p> <p>(23) 継続開示会社たる保証会社に関する事項 a～d (略)</p> <p>(24) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項 a (略) b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下このbにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。 c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。 なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。 d b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。</p> <p>(25) 保証会社以外の会社の情報 (略) a・b (略)</p> <p>(26) 指数等の情報 (略) a・b (略)</p>	<p>a・b (略)</p> <p>(24) 外国為替相場の推移 (略)</p> <p>(25) 保証の対象となっている社債（短期社債を除く。） (略)</p> <p>(26) 継続開示会社たる保証会社に関する事項 a～d (略)</p> <p>(27) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項 a (略) b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度（以下このbにおいて「直近事業年度」という。）に関する当該保証会社の業績の概要について、第八号様式「第一部 企業情報」の「第1 本国における法制等の概要」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。 ただし、当該保証会社の直近事業年度が3月を超える場合であって、おおむね、直近事業年度が開始した日から次の(a)から(c)までに掲げる日までの期間を経過した後に本四半期報告書が提出される場合には、それぞれ(a)から(c)までに定める期間の当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」に準じて記載すること。 (a) 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後令第4条の2の10第3項に規定する期間((b)及び(c)において「提出期間」という。)を経過した日 当該事業年度が開始した日以後3月間 (b) 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から3月を経過した日以後3月間 (c) 直近事業年度が開始した日から9月を経過した日以後提出期間を経過した日 直近事業年度が開始した日から6月を経過した日以後3月間</p> <p>(28) 保証会社以外の会社の情報 (略) a・b (略)</p> <p>(29) 指数等の情報 (略) a・b (略)</p>
--	---

改正案	現 行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (23) (略)</p> <p>(24) 中間財務書類</p> <p> a (略)</p> <p> b <u>当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。</u></p> <p>(25) ~ (34) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (23) (略)</p> <p>(24) 中間財務書類</p> <p> a (略)</p> <p> b <u>当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類を掲げて比較すること。</u> <u>なお、この場合には、前事業年度に係る要約財務書類（有価証券報告書に記載された財務書類を中間財務書類の表示科目に準じて要約したもの。）も掲げること。</u></p> <p>(25) ~ (34) (略)</p>